

各 位

会 社 名 株式会社システムソフト
 代表者名 代表取締役社長 吉尾 春 樹
 (J A S D A Q ・ コード 7 5 2 7)
 問合せ先 取締役執行役員管理部長 緒 方 友 一
 T E L 0 9 2 - 7 1 4 - 6 2 3 6

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 27 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 12 月 17 日開催予定の第 28 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 21 年 1 月 5 日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」が施行されたことに伴い変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	(単元株式数) 第 8 条 (現行どおり) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(4) (条文省略)</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 13 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 12 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 12 月 17 日 (木)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 12 月 17 日 (木)

以 上